

平成 19 年 第 1 回 定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 19 年 7 月 26 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (7月26日)

○議事日程 (その1)	1
○議事日程 (その2)	1
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○議会事務局職員出席者	5
○臨時議長の紹介及びあいさつ	6
○開会及び開議の宣告	6
○広域連合長開会あいさつ	7
○諸般の報告	8
○仮議席の指定	8
○議長の選挙	9
○議長就任のあいさつ	9
○諸般の報告	10
○議席の指定	11
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○副議長の選挙	11
○副議長就任のあいさつ	12
○発議案第1号～発議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議会運営委員会委員の選任	14
○議案第1号の上程、説明、採決	16

○副広域連合長就任のあいさつ	1 6
○議案第 2 号～議案第 2 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○議案第 3 3 号の上程、説明、採決	2 9
○議案第 3 4 号の上程、説明、採決	3 0
○監査委員就任のあいさつ	3 1
○選挙管理委員会委員の選挙	3 2
○選挙管理委員会委員補充員の選挙	3 3
○一般質問	3 3
○議決事件の字句及び数字等の整理	3 9
○広域連合長閉会あいさつ	3 9
○閉会の宣告	4 0
○会議録署名	4 1
○議案等議決結果	4 3

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第6号

平成19年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年7月12日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤 代 孝 七

記

- 1 日 時 平成19年7月26日（木） 午後1時30分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3F エリーゼ

（千葉市中央区中央港1-13-3）

平成19年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議事日程(その1)

平成19年7月26日午後1時30分開会

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

議事日程(その2)

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 会議録署名議員の指名について

日程第 5 会期の決定について

日程第 6 副議長選挙について

日程第 7 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会規則の制定について

日程第 8 発議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について

日程第 9 発議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

日程第11 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第12 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例)

議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療広域連合公告式条例)

議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例)

議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)

議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例)

- 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例）
- 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）
- 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例）
- 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例）
- 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例）
- 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例）
- 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例）
- 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例）
- 議案第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例）
- 議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例）
- 議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例）
- 議案第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例）
- 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合協議会条例）

- 議案第 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 8 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
- 議案第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 8 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算）
- 議案第 2 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 9 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
- 議案第 2 5 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定）
- 議案第 2 6 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合への加入について）
- 日程第 1 3 議案第 2 7 号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 8 号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 9 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 3 0 号 千葉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 3 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 日程第 1 8 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 1 9 議案第 3 3 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 2 0 議案第 3 4 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 2 1 選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 2 2 選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 日程第 2 3 一般質問

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（52名）

1 番	よね 米	もち 持	かつ 克	ひこ 彦	君	2 番	やま 山	ぐち 口	ひさし 久	君
3 番	みや 宮	た 田	かつみ かつみ	君	4 番	むら 村	た 田	いち 一	ろう 郎	君

5番	もと本	はし橋	りょう亮	いち一	君	6番	し清	みず水	そう宗	いち一	君
7番	おか岡	もと本	かず和	ひさ久	君	8番	すず鈴	き木		ゆう有	君
9番	かな金	ざわ澤	こう幸	せい正	君	10番	たい平	ら良	きよ清	ただ忠	君
11番	うす臼	い井	たか尚	お夫	君	12番	さい斉	とう藤	とし利	お男	君
13番	はやし林		かず一	お雄	君	14番	たか高	はし橋		つかさ司	君
15番	やま山	ざわ沢	ひろ啓	のぶ伸	君	16番	いた板	ぼし橋		はじめ甫	君
17番	とき鴝	た田	ふさ房	あき暉	君	18番	ば馬	ば場	まさ征	おき興	君
19番	よこ横	やま山	ひろ博	み美	君	20番	とよ豊	しま島	よう庸	いち市	君
21番	たに谷		かず一	ひろ浩	君	22番	かつ勝	また又		まさる勝	君
23番	とき鴝	た田		たけし剛	君	24番	しま嶋	だ田	まさ政	いち市	君
25番	あき秋	ば葉		かなめ要	君	26番	せい清	みや宮	かず一	よし義	君
27番	つゆ露	ざき崎	のぶ信	お夫	君	28番	やま山	もと本	まさ正	み美	君
29番	かな金	まる丸	かず和	ふみ史	君	30番	や谷	しま嶋		みのる稔	君
31番	え江	はら原	とし利	かつ勝	君	32番	あお青	き木	まさ正	たか孝	君
33番	ゆう行	き木		いさお勲	君	34番	たか高	おか岡	まさ正	たけ剛	君
35番	おお大	かわ川	よし義	お男	君	36番	まつ松	ざき崎	とし敏	お雄	君
37番	たか高	さき崎	なが長	お雄	君	38番	お小	がわ川		いさむ勇	君
39番	やま山	した下	かね兼	お男	君	40番	いし石	い井	よし由	なり也	君
42番	かつ勝	また又		たけし剛	君	43番	やま山	だ田	みね岑	お生	君
44番	きた北	だ田	まさ雅	とし俊	君	45番	たか高	はし橋		いさお功	君
48番	なか中	むら村	しんいち新	いちろう一郎	君	49番	え江	ざわ澤	とし利	ふみ文	君
50番	た田	じま島	ひろ弘	お雄	君	51番	いた板	くら倉	まさ正	みち道	君
53番	いわ岩	さき崎	しげ重	よし良	君	54番	お小	くら倉	あき明	のり徳	君
55番	い伊	とう藤	ひろ博	あき明	君	56番	かね金	き木	いく郁	お男	君

欠席議員（4名）

41番	わた渡	なべ邊		とおる徹	君	46番	はっ八	かく角	けん憲	しょう章	君
47番	はっ八	かく角	けん健	いち一	君	52番	せき関		たみのすけ民之輔		君

説明のため出席した者

広域連合長 藤代孝七君 副広域連合長 林和雄君
局 長 安田茂顯君 局次長 斎藤浩史君
総務課長 鵜沢広行君

議会議務局職員出席者

事務局長 地曳和義 書記 金岡公一

開会 午後 1時30分

◎臨時議長の紹介及びあいさつ

○議会事務局長予定者（地曳和義君） 広域連合事務局会計管理者の地曳と申します。議
会を担当させていただいております。

ただいまより臨時議長の選出を行います。

本日の議会は、広域連合発足後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、
地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時にその職務を行うことになっており
ます。

出席議員中、臼井尚夫議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

臼井尚夫議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長 臼井尚夫君 議長席に着席〕

○臨時議長（臼井尚夫君） ただいまご紹介をいただきました臼井尚夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお
願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（臼井尚夫君） ただいまの出席議員は52名でございます。

地方自治法第113条により、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年千
葉県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等が制定さ
れておりませんが、今議会に議員提出議案で提案される議会会議規則（案）等に準じて
進行いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（臼井尚夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議事の進行につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則等に準じて行います。

◎広域連合長開会あいさつ

○臨時議長（臼井尚夫君） この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 本日、ここに千葉県後期高齢者医療広域連合議会の第1回定例会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年度第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところ、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、先般行われました各市町村の広域連合議会議員選挙におきまして、各市町村議会並びに地域住民の厚い信頼と期待を担われ、ご当選されましたことをお喜び申し上げます。

皆様ご承知のとおり、千葉県後期高齢者医療広域連合は、去る1月1日、千葉県知事の許可を受け設立いたしましたところでございます。1月30日には初の広域連合長選挙が行われ、県内市町村長の皆様の信任をいただき、私が初代広域連合長に選出され、その重責を担わせていただくことになりました。県内すべての市町村で構成される広域連合の設立は千葉県で初めての取り組みであり、医療制度の運営責任の重大さを痛感いたしております。

さて、現在、千葉県の高齢化率は、低い方から5番目と全国的に若い県でございますが、今後、全国第2位の速さで高齢化が進行すると予測されております。中でも、老人医療受給対象者となる75歳以上の後期高齢者人口は、平成12年から平成17年の5年間で33.6%増加しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、平成27年には、平成17年と比較しても61.3%の増加が見込まれているところでもございます。

このような高齢者人口の増加に伴って、老人医療費も急速に増加することが見込まれており、ごく粗い計算によりまして、平成18年度の老人医療費3,181億円が10年で2倍、20年で4倍になると予想されております。この増え続ける高齢者の医療費について、

可能な限り伸びを抑えた上で、これをどのような財源で安定的に賄っていき、だれがどのようにして負担していくのが、これからの医療制度における大きな課題と認識いたしております。

このような中、広域連合による後期高齢者医療制度の運営は、千葉県全域を単位とする広域化により財政運営の安定化を図ろうとするものであり、超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現に向けた画期的な取り組みと考えております。私どもは、その重要な取り組みを担う立場にありますが、県内56市町村と緊密な連携を図りながら、新たな制度である後期高齢者医療制度の円滑かつ効率的な運営に全力を傾注してまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましても、広域連合の運営について、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に提出させていただいた議案は、人事案件のほかに専決処分の報告及び承認、条例案、予算案等、広域連合の設立から制度運営に必要な多数の重要な案件でございます。これらの案件につきましては別途ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決又はご承認賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○臨時議長（臼井尚夫君） 議長が選出されるまでの議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程（その1）のとおりでありますので、ご了承を願います。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（臼井尚夫君） 最初に、日程第1、これより議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、臨時議長において、ただいまご着席の議席と指定いたします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（臼井尚夫君） 日程第2、これより議長の選挙についてを議題とします。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（臼井尚夫君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。
お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（臼井尚夫君） ご異議なしと認めます。

臨時議長が指名することに決しました。
それでは、議長に米持克彦議員を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま指名しました米持克彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（臼井尚夫君） ご異議なしと認めます。

よって、米持克彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました米持議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎議長就任のあいさつ

○臨時議長（臼井尚夫君） ここで、当選されました米持議長のごあいさつをお願いいた

します。

○議長（米持克彦君） ただいまご選任いただきました米持克彦でございます。

議長就任に際しまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

皆様方のご推挙によりまして、県内56市町村から成る広域連合議会の初代議長という要職を担うことになり、身の引き締まる思いであります。

ご推挙を受けました上は、議会の公平かつ円滑な運営を目指すとともに、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度の発展に向けて、誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。

議員の皆様方、藤代連合長を初め理事者の方々におかれましては、格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが議長就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願います。（拍手）

○臨時議長（臼井尚夫君） 以上で、私の臨時議長の職務を終わります。

ご協力ありがとうございました。

これより議長を交代いたします。

〔議長 米持克彦君 臨時議長と交代〕

◎諸般の報告

○議長（米持克彦君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程（その2）のとおりでありますので、ご了承願います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び事務局長ほか事務局職員の出席を求めていますので、ご了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配付させておりますので、ご参照ください。

以上、報告いたします。

◎議席の指定について

○議長（米持克彦君） それでは、日程第3、議席の指定についてですが、議席は、会議規則第4条の規定により、配付しております議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（米持克彦君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、議席番号2番、山口久議員、議席番号3番、宮田かつみ議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（米持克彦君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎副議長の選挙について

○議長（米持克彦君） 次に、日程第6、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

議長が指名することに決しました。

それでは、副議長に、議席番号38番、小川勇議員を指名します。

お諮りいたします。

議席番号38番、小川議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議席番号38番、小川勇議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小川議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎副議長の就任のあいさつ

○議長（米持克彦君） ここで、当選されました小川副議長のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（小川 勇君） ただいま副議長に選任いただきました小川でございます。

お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、副議長という要職を皆様にご推挙いただきまして、まことに光栄に存じます。

先ほど米持議長からお言葉がありましたが、私も、その責任の重大さを痛感しております。微力ではございますが、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として、また千葉県後期高齢者医療広域連合の効率的かつ円滑・適正な運営に寄与できますよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

◎発議案第1号～発議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（米持克彦君） それでは、日程第7、発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域
連合議会会議規則の制定について、日程第8、発議案第2号 千葉県後期高齢者医療広
域連合議会委員会条例の制定について、日程第9、発議案第3号 千葉県後期高齢者医
療広域連合議会事務局設置条例の制定についての3件を一括議題といたします。

本案の提案趣旨の説明をお願いいたします。

議席番号14番、高橋司議員。

○14番（高橋 司君） 提出議員を代表しまして、ただいま議題となりました発議案第1
号から発議案第3号までを一括してご説明させていただきます。

まず、発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についての
提案趣旨の説明を申し上げます。

地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等、
基本的な事項を定めようとするものであります。

規則で定めようとしている内容は、標準的会議規則に準拠していますが、本広域連合
の実態に合わせ条文の整理を行っております。

次に、発議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
の提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第109条の2、第110条、第111条の規定の趣旨により、当広域連合議会に
おける委員会の組織及び運営に関する手続きを定めようとするものであります。

条例で定めようとしている内容は、標準的委員会条例に準拠していますが、本広域連
合の実態に合わせ条文の整理を行っております。

次に、発議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会事務局の設置条例について
ですが、本議会の円滑な運営を図ることを目的とし、議会事務局を設置する旨を定めた
議会事務局設置条例を制定するため、この条例案を提出するものであります。

以上、議員各位のご賛同をいただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明
とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ないものと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議案第1号について採決いたします。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（米持克彦君） 日程第10、これより議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第5条の規定により、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

指名は議長において行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

議長が指名することに決しました。

それでは、議会運営委員会委員に、議席番号2番、山口久議員、議席番号3番、宮田かつみ議員、議席番号5番、本橋亮一議員、議席番号6番、清水宗一議員、議席番号7番、岡本和久議員、議席番号9番、金澤幸正議員、議席番号10番、平良清忠議員、議席番号12番、斉藤利男議員、議席番号14番、高橋司議員、議席番号16番、板橋甫議員、議席番号34番、高岡正剛議員の11名を指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員として、先の11名を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、先の11名を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

委員の選任が終わりましたので、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員は、議員控室にお集まりください。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時00分

○議長（米持克彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会において、委員長に、議席番号14番、高橋司議員、副委員長に、議席番号5番、本橋亮一議員が選出されましたので、ご報告いたします。

◎議案第1号の上程、説明、採決

○議長（米持克彦君） 日程第11、議案第1号 副広域連合長の選任についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第1号について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の25ページをご覧ください。

本案は、副広域連合長の選任について、ご同意をお願いするものでございます。

広域連合規約第12条において、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任するとされております。ここにご提案申し上げております林和雄氏は、皆様ご承知のとおりでございますが、現在、白子町町長並びに千葉県町村会の会長としてご活躍中でございます。学識、経験ともに大変豊かな方でございますし、副広域連合長として適任と存じます。

何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米持克彦君） お諮りいたします。

本案は、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

本案を採決いたします。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、これに同意することに決しました。

◎副広域連合長就任のあいさつ

○議長（米持克彦君）　ここで、副広域連合長に選任されました林和雄白子町長がご来場しておられますので、ご紹介申し上げ、ごあいさつをいただきたいと存じます。

〔林 和雄 副広域連合長 入場〕

○副広域連合長（林 和雄君）　ただいま、副広域連合長としてご承認をいただきました、白子町長の林でございます。

お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

高齢化社会を迎え、諸課題の山積している中、後期高齢者医療制度の創設は、今までにない新たな取り組みでございます。県内の全市町村が加入し、その運営主体となる広域連合の役割は非常に重要となります。

副連合長への就任に対しましては、その責任の重さを深く受けとめているところでございます。藤代連合長の補佐役をきちんと果たし、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（米持克彦君）　それでは、林副広域連合長には、理事者側の所定の席に着席していただきます。

◎議案第2号～議案第26号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（米持克彦君）　日程第12、議案第2号から議案第26号までの専決処分案件25件について一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君）　上程されました、議案第2号から議案第26号の専決処分の承認を求めることについてを一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの条例及び予算等については、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしておりますので、同法第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

なお、条例等の作成に当たりましては、地方自治法、地方公務員法などの関係法令に

基づき作成しております。

それでは、専決案件の1番目、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合の休日
を定める条例についてご説明いたします。

議案集の27ページをご覧ください。

これは、土日、祝日、年末年始を広域連合の休日とし、原則として執務を行わないと
するものです。

次のご説明からは、議案名の冒頭にあります「千葉県後期高齢者医療広域連合」とい
う組織名の読み上げは省略させていただきたいと存じますので、ご了承願います。

次に、議案第3号、公告式条例でございます。

議案集の29ページをご覧ください。

これは、条例や規則の公布は、広域連合長が署名し、広域連合の定めた掲示場に掲示
して行うこととするものです。

次に、議案第4号、事務局設置条例でございます。

議案集の31ページをご覧ください。

これは、広域連合の事務所の名称のほか、広域連合事務局において処理する事務につ
いて定めるものでございます。

次に、議案第5号、職員定数条例でございます。

議案集の33ページをご覧ください。

これは、広域連合長の事務部局の職員を30人とする等、職員の定数を定めるものでご
ざいます。

次に、議案第6号、職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

議案集の35ページをご覧ください。

新たに広域連合の職員になった者は、サービスの宣誓をした上、宣誓書に署名、押印すべ
きこと及びその宣誓書様式等を定めたものでございます。

次に、議案第7号、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

議案集の38ページをご覧ください。

これは、職員の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものでござい
まして、職務の専念義務の免除について定めるものでございます。

次に、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。

議案集の40ページをご覧ください。

これは、職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めたものでございます。
次に、議案第9号、特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。
議案集の45ページをご覧ください。

これは、広域連合長及び副広域連合長、並びに選挙管理委員会委員等の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものでございます。

次に、議案第10号、職員等の旅費に関する条例でございます。
議案集の49ページをご覧ください。

これは、職員が公務のために旅行した場合に支給する旅費について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案第11号、長期継続契約に関する条例でございます。
議案集の58ページをご覧ください。

これは、地方自治法に定めがあるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約について、条例で定めることとされている長期継続的な契約について、その期間を3年以内と規定する内容となっております。

次に、議案第12号、情報公開条例でございます。
議案集の60ページをご覧ください。

これは、行政文書の開示を請求する権利及び行政文書の開示等の実施に関し、必要な事項を定める内容となっております。

次に、議案第13号、個人情報保護条例でございます。
議案集の68ページをご覧ください。

これは、広域連合が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定める内容となっております。

次に、議案第14号、情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。
議案集の80ページをご覧ください。

これは、情報公開及び個人情報保護の適正な運用を図ることを目的とした審査会を設置することについて、必要な事項を定める内容となっております。

次に、議案第15号、行政手続条例でございます。
議案集の84ページをご覧ください。

これは、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、必要な事項を定める内容となっております。

次に、議案第16号、職員の再任用に関する条例でございます。

議案集の94ページをご覧ください。

これは、地方公務員法における職員の再任用に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

地方公務員法の規定により、再任用の範囲を、広域連合の範囲内だけでなく、構成団体である県内の56市町村の定年退職者まで広げ、1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤職員として採用することができるようにしようとするものです。

次に、議案第17号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。

議案集の96ページをご覧ください。

これは、職員の分限処分としての降任、免職及び休職の手続及び効果について、準則どおりの内容となっております。

次に、議案第18号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。

議案集の98ページをご覧ください。

これは、職員の懲戒処分としての戒告、減給、停職及び免職の手続及び効果について、準則どおりの内容となっております。

次に、議案第19号、職員の給与に関する条例でございます。

議案集の100ページをご覧ください。

これは、広域連合の一般職に属する職員の給与に関し、必要な事項を規定するものでございます。

次に、議案第20号、財政状況の作成及び公表に関する条例でございます。

議案集の119ページをご覧ください。

これは、広域連合の財政状況について公表することに関し、必要な事項を定める内容となっております。

次に、議案第21号、協議会条例でございます。

議案集の121ページをご覧ください。

これは、広域連合規約第17条に基づいて、広域連合の運営に関する重要事項を審議するため、県内の市町村長から選出される委員をもって組織される協議会につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第22号、平成18年度一般会計予算の専決処分でございます。

議案集の123ページをご覧ください。

これは、後期高齢者医療制度の施行に向けて、主に広域連合が平成18年度に行う準備業務に必要な予算を定めるものでございます。広域連合の設立後、平成19年1月から3月までの所要経費を計上しております。

第1表 歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,315万3,000円となっております。

歳入予算の主なものは、1款分担金及び負担金、1項負担金として、広域連合規約18条に基づく関係市町村の共通経費負担金6,315万1,000円でございます。

次に、歳出予算のうち、1款議会費、1項議会費205万8,000円につきましては、18年度中に広域連合議会の開催を予定していたこともあり、必要経費について計上しております。

2款総務費、1項総務管理費5,909万5,000円につきましては、事務局職員の人件費、広域連合事務局の備品購入費及び電算システム関係委託費等でございます。その他、選挙管理委員会費、監査委員費及び予備費等を計上しております。

次に、議案第23号、平成18年度一般会計補正予算の専決処分でございます。

議案集の130ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ2,329万円の減額補正を行おうとするものであります。既定予算に今回の補正額を合わせますと、予算総額は3,986万3,000円となります。

主な内容といたしましては、人件費の減額及び広域連合事務所移転に伴う新事務所の改修費の増額等でございます。

次に、議案第24号、平成19年度一般会計暫定予算の専決処分でございます。

議案集の137ページをご覧ください。

これは、後期高齢者医療制度の施行に向けて、広域連合が平成19年度に行う準備業務に必要な事業費のうち、初議会を7月に予定していたため、本予算成立までの4カ月間を対象期間として暫定予算を定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億8,005万1,000円となっております。

歳入予算の主なものについては、1款分担金及び負担金、1項負担金として、広域連合規約18条に基づく関係市町村の共通経費負担金1億8,004万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算についてでございますが、1款議会費、1項議会費483万4,000円のうち、主なものにつきましては、広域連合議員の報酬及び費用弁償、議場の借上料等でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費 1 億7,518万円のうち、主なものにつきましては、職員人件費、広域連合電算システム機器の保守管理委託料等でございます。

次に、議案第25号、指定金融機関の指定でございます。

議案集の144ページをご覧ください。

これは、広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関としまして、株式会社千葉銀行を指定金融機関に指定するものでございます。

次に、議案第26号、千葉県市町村総合事務組合への加入についてでございます。

議案集の146ページをご覧ください。

これは、公平委員会を設置し、また非常勤職員公務災害等補償を実施する必要があるため、千葉県市町村総合事務組合へ共同処理を委託するものでございます。

以上、上程されました各専決議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重にご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号から議案第26号までについて一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（米持克彦君） 日程第13、議案第27号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第27号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定について、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案集の156ページをご覧ください。

これは、広域連合の定例会の回数を年2回と定めるものでございます。

また、別途、規則におきまして、定例会の招集時期を毎年2月と10月と定める予定です。

説明は以上でございます。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（米持克彦君） 日程第14、議案第28号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第28号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の158ページをご覧ください。

これは、議会の議員の報酬、費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものでございます。

報酬額につきましては、議長は月額1万5,000円、副議長は月額1万3,000円、議員は

日額1万円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（米持克彦君） 日程第15、議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の161ページをご覧ください。

これは、監査委員事務局を設置するなど、監査委員が事務を処理するため必要かつ基本的な事項について定める内容となっております。

以上でございます。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（米持克彦君） 日程第16、議案第30号 千葉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第30号 千葉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の163ページをご覧ください。

これは、広域連合の人事行政の運営等の状況について公表することに関し、必要な事項を定める内容となっております。

以上でございます。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 質疑ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（米持克彦君） 日程第17、議案第31号 千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第31号 千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の166ページをご覧ください。また、広域計画の全文につきましては183ページをご覧ください。と思えます。

これは、地方自治法第291条の7第1項及び広域連合規約第5条の規定に基づき策定するものでございます。広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する県内の全市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項として、それぞれの事務並びに広域計画の期間について定めようとするものです。

具体的には、平成19年度は電算システムの構築、保険料率の決定等の準備作業など、また、平成20年度以降は被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務等となります。

広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後、5年を単位に見直しを行います。

説明は以上でございます。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（米持克彦君） 日程第18、議案第32号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第32号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の167ページをご覧ください。

これは、後期高齢者医療制度の施行に向けて、広域連合が平成19年度に行う準備業務に必要な予算を定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、先ほどご説明申し上げました平成19年度一般会計暫定予算と合わせまして、それぞれ9億2,066万3,000円となっております。

歳入予算のうち、主なものといたしましては、1款分担金及び負担金、1項負担金として、広域連合規約18条に基づく関係市町村の共通経費負担金9億2,042万円を計上しております。

次に、歳出予算についてでございますが、1款議会費、1項議会費1,372万1,000円のうち、主なものにつきましては、広域連合議員報酬、議案等の印刷製本費、議場の借上

料などがございます。

2款総務費、1項総務管理費8億8,831万6,000円のうち、主なものは、正副広域連合長報酬、派遣職員の人件費、被保険者証郵送料、広域連合電算システム保守管理委託料などがございます。その他、選挙費、監査委員費として監査委員報酬及び予備費を計上いたしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（米持克彦君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、採決

○議長（米持克彦君） 日程第19、議案第33号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 上程されました議案第33号 監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案集の179ページをご覧ください。

本案は、監査委員の選任についてご同意をお願いするものでございまして、

東京都江戸川区西葛西三丁目 8 番35-804号の森嶋康長さんを選任いたしたいと存じます。

森嶋さんは、人格が高潔で、すぐれた識見を備えており、監査委員として適任と存じます。何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（米持克彦君） お諮りいたします。

本案は、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

これより議案第33号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第34号の上程、説明、採決

○議長（米持克彦君） 日程第20、議案第34号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、秋葉要議員の退席を求めます。

〔秋葉 要議員 退場〕

○議長（米持克彦君） 本案の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 上程されました議案第34号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の181ページをご覧ください。

本案は、監査委員の選任についてご同意をお願いするものでございまして、広域連合議会議員から監査委員として秋葉要氏を選任したいと存じます。

秋葉議員は、学識、経験ともに大変豊かな方であり、広域連合監査委員として適任と存じます。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米持克彦君） 秋葉議員は、ただいま退席されていることを念のため申し上げます。

お諮りいたします。

本案は、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

これより議案第34号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（米持克彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

秋葉要議員の入場を認めます。

〔秋葉 要議員 入場〕

◎監査委員就任のあいさつ

○議長（米持克彦君） ここで、監査委員に選任されました秋葉要議員が議場におられますので、ご紹介申し上げ、ごあいさつをいただきたいと存じます。

○25番（秋葉 要君） 豊富な行政経験をお持ちの広域連合議員の皆さんが多数おられる中で、監査委員のご指名をいただきました、秋葉要でございます。

このたび、監査委員の就任に当たりまして、その責任の重さを痛感しているところでございます。

識見監査委員に選任されました森嶋さんとともに、地方自治法における監査の必要性和重要性を深く認識をし、微力ではございますが、誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じております。

議員各位におかれましては、格別のご協力とご理解をいただきますようお願いを申し上げます、監査委員就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。
(拍手)

◎選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（米持克彦君） 日程第21、選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選により議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、さよう決定されました。

お手元に配付しております名簿のとおり、選挙管理委員に、千葉市稲毛区緑町一丁目1番地17号、芳網敏雄さん、千葉市稲毛区緑町一丁目18番地9号、川島勝人さん、千葉市稲毛区小仲台七丁目3番地1号アクアフォレストルネ稲毛フォレスト918号、小柴玲子さん、千葉市稲毛区穴川一丁目3番5号、山本宏行さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員会の委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議ないと認めます。

よって、芳網敏雄さん、川島勝人さん、小柴玲子さん、山本宏行さんが選挙管理委員に当選されました。

◎選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（米持克彦君） 日程第22、選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選により議長が指名することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議ないと認めます。

よって、さよう決定されました。

お手元に配付しております名簿のとおり、選挙管理委員補充員に、千葉市中央区汐見丘町8番2号、大田禊之さん、千葉市稲毛区天台一丁目18番12号、大土晃さん、千葉市稲毛区長沼町150番地48、一ノ瀬禎子さん、千葉市花見川区天戸町674番地、大塚弘祥さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定め、指名の順に補充の順位といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、大田禊之さん、大土晃さん、一ノ瀬禎子さん、大塚弘祥さんが選挙管理委員補充員に当選され、補充の順序は指名の順序のとおりといたします。

◎一般質問

○議長（米持克彦君） 次に、日程第23、一般質問を行います。

お手元にお配りしております一般質問通告一覧のとおり、議席番号3番、宮田かつみ議員より事前に質問の通告がございます。質問をお願いいたします。

議席番号3番、宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） 皆さん、こんにちは。

ただいま通告をしてございます、広域連合の議会で第1回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回は、後期高齢者の広域連合が全国的に各都道府県に対してできていくわけでありましてけれども、とりわけ千葉県も、きょう第1回目の議会が始まったわけでありまして。

このことにつきましては、国民健康保険、とりわけ高齢者の医療保険が大変財政的に厳しい状況にある。そしてまた、被保険者であります、特に75歳以上の方々の医療費の給付を、限りなく持続可能であるような形での保険体制を樹立しようということから、こういう形でできているのかなというふうに私は感じているわけでありまして。非常に持続可能な形であるということについては、保険者である、今までは自治体でありますけれども、保険者の立場から、あるいは被保険者からの立場、これは最終的な利害は一致しているわけでありましてけれども、とりあえず医療費、医療にかかるという段階では、非常に自分のことであるから、何でもかんでもお医者さんにかかって、その負担はなるべく少ない方がいいという被保険者と、全体的に今、国が健康で国民のためにと、あるいは市町村民がということと考えますと、全体的にやはり非常に会計が厳しい。

私は、千葉県の市川市というところの議員でありますけれども、いわゆる国保会計の中で、例えば滞納金、市川市では今、70億ありますけれども、その保険料を払わない、払えないという現実も、多分私を含めた56市町村の議員の方々も、皆さんがそういうふうに思われているのかなというふうに思います。そういう中で、やはり年金もそうでありますし、医療保険もそうでありますけれども、私も含めて将来、持続が可能で、そしてお医者さんにいつでもかかれるという形が保証されない限り、なかなか生きていく中で糧を失うような心配事があるのかなというふうに思います。

とりわけ今日は、後期高齢者に対しての連合会に来年の4月から保険制度といいますか、スタートが切られるわけでありましてけれども、被保険者からすると、現在の国民健康保険の保険料、とりわけ国が示しております4項目といいますか、4種類に分けてモデルケースをつくっておりますね。これらを見ますと、例えば基礎年金の受給者の方々。年金が79万円でしょうか。という形でのシミュレーション。そしてまた、厚生年金の受給者に対してはどうなんだろうか。あるいは、自営業者の子供と同居する方はどうだ。それから、被用者の子供と同居するの方々というような4種類でのシミュレーションを国はしております。

この保険料のモデルケースの資料を見ても、市川市の場合で例をとって恐縮ですが、国民健康保険税の場合、例えば最初の基礎年金の場合、今現在が1万5,300円なんです。これが後期高齢者の広域連合になった場合の、もちろん国の平均でありますけれども、1万800円になるんだというような形での提案がありました。そして、これは大分安くなるなど、被保険者の方々の負担が大分少なくなるなどというふうに思っておりましたら、さきの国会の参議院の厚生労働委員会のどなたの質問だったのでしょうか、こういう原価がどうなんだということの質疑に対して、それを見直して、若干先ほどの平均の1万800円が少しアップするようであります。これは積算の違いとか、ちょっと原因は私もよくわかりませんが、いずれにせよ1万800円から上がっていくということ自体は間違いのないようであります。そして、先ほど申し上げた国民年金の収入の方も含めて、残りの3種類の方々の保険料も、多分それに比例するような形で上がっていくのかなというふうに思っているわけであります。

この国保、あるいは後期高齢者の保険料についても、非常に算定がまちまちと申すか、要するに収入がまちまちですから所得もまちまち。そして、その所得に応じた保険料の算出ということで、今、事務局では56市町村からデータを徴収して、そして、その礎となる保険料の算出をしようというふうにして、この秋、11月ごろでしょうか。第2回目の議会の中で次年度からの保険料を決定していこうということだというふうに私自身は理解をしております。

きょうは、たくさんの議案に対して超スピードで慎重な審議をされた後でございますし、それから、現在は保険料を算定する作業中であるというふうにも伺っておりますし、私としては、ことしの秋、とりわけ来年の4月からスタートする保険料が、連合長さんはじめ理事者側の皆さんでとりあえずたたき台をつくっていただく。国の方針に基づいた部分もあると思いますし、そして、この議会にかけられるわけでありまして、その保険料算出の基本的な考え方を連合長にお尋ねをしたいわけであります。

1点目につきましては、75歳以上の保険料の負担が、先ほど申し上げましたように、市川を例にとりて申し上げましたけれども、今までに比べてどう変わっていくのかということでもあります。

それから、第2点目につきましては、千葉県は、先ほど連合長のごあいさつにもございましたように、高齢化率は確かにまだ少ない。その中でも市川市はまだ少ないという現状にあります。ただ、近々、この10年ぐらいで、私も団塊の世代の一人であ

りますけれども、私も含めて高齢者になってくる。そして、今は元気で質問をさせていただいておりますけれども、10年後はわからないという状況にもありますけれども、全国と比べてどの程度になるのか、お考えをお聞かせいただきたい。

それから、3点目といたしましては、1人当たりの老人医療費の地域の格差がありますね。千葉県でも市川市は北西部あたりに位置するわけですが、東葛地域に市川市は属しておりますが、その辺は比較的人口が多いのでありますけれども、高齢化率が非常に少ない。医療費もそうまだかかっていない状況にあります。そして、近々はそれが逆転していくということになりますと、千葉県全体的に保険料を均一でした場合に、将来、あるいは近年、地域によって不公平さを感じてくる自治体も少なくないのではないかと、いうふうに思うわけであります。そうなったときに、私どもの議員の立場でも、この56名が今回は同じような採決をしておりますけれども、その中でも意見が当然これは分かれてくる。そういうような状況を連合長に、その3点お聞かせをいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（米持克彦君） 当局の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 宮田議員のご質問にお答えをいたします。

75歳以上の方の保険料負担、これまでと比べてどう変わるのかということでございますけれども、保険料は、国の政省令で定める算定基準に従いまして、広域連合の条例で定めることになっております。現在、国からは、保険料算定基準も含む新たな後期高齢者医療制度の政省令の原案、いわゆるたたき台が示されている段階であり、その後、7月末からのパブリックコメントを経て決定される予定になっております。広域連合における保険料の算定については、これから準備に取りかかるところであり、まだ具体的な保険料はお示しできないという状況でございますので、ひとつご理解をいただければと思います。

そしてまた、議員がご指摘されておりますように、やはりこれは保険料が安ければ安いほどいいわけでございますので、そこはこれから先、事務局の皆様方といろいろとお話をさせていただきたいと、このように思っています。

それから、次に、千葉県の保険料は全国平均と比べてどの程度かということでございます。本県同様、どの都道府県におきましても、まだこれから保険料を算定する段階であるため、全国平均自体、どの程度になるのか見込みがたい状況でございます。確か

に保険料の額は基本的には1人当たりの医療給付費の高さに応じて決まる仕組みでございしますが、これ以外にも保険料で賄う費用として、保健事業、葬祭費、レセプトの審査支払手数料などありますので、これら実施方針や額について現在検討中ということでございますので、ご理解をいただければと思います。

そして、最後でございますけれども、老人医療費の地域格差がある中、均一保険料では不公平が生ずるのではないかとのご質問でございますが、新制度は、広域化による財政の安定化を図る観点から、県内の全市町村が加入する広域連合がその運営に当たることになりました。広域連合が県単位で制度運営を行うことに伴い、保険料は県内均一とすることが法律で規定されました。これによって、広域化のスケールメリットを生かした効率的で安定した事業運営が可能になるものと考えております。

なお、経過措置といたしまして、1人当たり老人医療費が県内平均に比べて20%以上低い市町村について、平成20年度から6年以内において広域連合条例で定める期間は、均一保険料より安い額とすることができる予定になっております。

詳細の数字等につきましては、事務局の方から聞いていただければと思います。

○議長（米持克彦君） 再質問があればお願いいたします。

宮田議員。

○3番（宮田かつみ君） 連合長さん、ご答弁ありがとうございました。

それでは、時間も、時計がどこにあるのかわかりませんが、あと何分残っているのかわかりませんが、簡単に1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

今、連合長のご答弁では、基本的にはスケールメリットを生かして行って、被保険者の、あるいは地域の保険料をなるべく下げて行って持続を可能にしていこうというようなお話を伺いました。私のところへもいろいろな陳情事がございまして、その中では、要するに保険者がスケールメリットを感じられるのか、あるいは、被保険者に対してスケールメリットを与えられるような制度構築をしていくのか、運営をしていくのかというところについて、私どもの市川市議会、幾つかの会派がありますが、余り大きくない会派の政党の議員から、余り地域、あるいは被保険者の少数者といいますか、数の少ない方々の意見がどう反映されていくのかというようなことも不安が残るところだなというようなお話も伺っております。

ただ、私も、連合長からのご答弁とまるっきり同じではないんですが、基本的にはご支持をさせていただき議員の一人でもありますけれども、基本的には、保険制度が千葉

県、とりわけ市川市も含めて持続が可能になりませんと、被保険者の方々への保険給付が賄い切れなくなるという、火を見るよりも明らかな形もございます。ですけれども、そういった、先ほど申し上げたような疑問点というか不安もございますけれども、そういう声に対して連合長はどう対応されるのか、1点だけお尋ねをしたいのであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（米持克彦君） 当局の答弁を求めます。

安田局長。

○事務局長（安田茂顯君） 大変難しい質問かと思ひます。質問の趣旨は、例えば被保険者の意見をよく聞けということと解釈させていただきますが、本年度予算におきまして、被保険者の代表、あるいは学識経験者などを入れました懇談会というものを設置する予定と考へております。したがひまして、この保険料の設定に当たりましては、最終的には議会にお諮りいたしますけれども、それまでの間におきまして被保険者のご意見、有識者の意見、そしてまたパブリックコメントなどを経ましてお諮りしたいと考へております。

また、この制度、持続可能な制度となりますよう、そのスケールメリットということもござひますけれども、このスケールメリットの考へ方につきましては、国の方からも、町村単位で単独で事業運営するのがなかなか厳しいものがあるという観点から、全市町村加盟の広域連合で運営していくと、このような考へが出されたところでござひます。そういう中で、保険料しかり、それから支援費、公費等、この財政運営を広域連合の方で一括運営していき、効率的な運営を図っていくという趣旨でござひますので、よろしくご理解のほどお願ひいたします。

○議長（米持克彦君） 宮田議員。

○3番（宮田かつみ君） どうもありがとうございました。

それでは最後にいたしますけれども、今、心強いご答弁を連合長さん、そして局長さんから伺ひました。この秋、次年度から始まる保険料が設定をされていくわけでありますけれども、この広域連合が地域の、そして被保険者にとって限りなくすばらしい保険事業だというふうなことを、今後、私も含めて頑張りますけれども、ご期待を申し上げて質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（米持克彦君） 一般質問を終わります。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（米持克彦君） お諮りいたします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米持克彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会において議決されました案件の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎広域連合長閉会あいさつ

○議長（米持克彦君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 平成19年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平成19年度当初予算を初め、提案いたしました議案につきまして、長時間にわたり慎重かつ熱心にご審議をいただき、ありがたく思います。

今後の広域連合の運営に当たりましては、本会議での審議において承りましたご意見、ご提言を踏まえ、執行に万全を期してまいり所存でございます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度の施行を控え、制度施行に向け準備業務に精励してまいりますので、議員の皆様のご格別なるご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、なお一層のご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（米持克彦君） これをもちまして、平成19年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時04分

臨時議長 臼井尚夫

議長 米持克彦

署名議員 山口久

署名議員 宮田かつみ

議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
発議案第1号	千葉県後期高齢者医療広域連合会議規則の制定について	平成19年7月26日	原案可決
発議案第2号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について	平成19年7月26日	原案可決
発議案第3号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について	平成19年7月26日	原案可決
議案第1号	千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	平成19年7月26日	同意
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例）	平成19年7月26日	承認
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合公告式条例）	平成19年7月26日	承認
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例）	平成19年7月26日	承認
議案第5号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例）	平成19年7月26日	承認
議案第6号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例）	平成19年7月26日	承認
議案第7号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）	平成19年7月26日	承認
議案第8号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、	平成19年7月26日	承認

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
	休暇等に関する条例)		
議案第 9号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例)	平成19年7月26日	承認
議案第10号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)	平成19年7月26日	承認
議案第11号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例)	平成19年7月26日	承認
議案第12号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例)	平成19年7月26日	承認
議案第13号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例)	平成19年7月26日	承認
議案第14号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例)	平成19年7月26日	承認
議案第15号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例)	平成19年7月26日	承認
議案第16号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例)	平成19年7月26日	承認
議案第17号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例)	平成19年7月26日	承認
議案第18号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続	平成19年7月26日	承認

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
	及び効果に関する条例)		
議案第19号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例)	平成19年7月26日	承認
議案第20号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例)	平成19年7月26日	承認
議案第21号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合協議会条例)	平成19年7月26日	承認
議案第22号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)	平成19年7月26日	承認
議案第23号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算)	平成19年7月26日	承認
議案第24号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算)	平成19年7月26日	承認
議案第25号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定)	平成19年7月26日	承認
議案第26号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合への加入について)	平成19年7月26日	承認
議案第27号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定について	平成19年7月26日	原案可決
議案第28号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について	平成19年7月26日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第29号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について	平成19年7月26日	原案可決
議案第30号	千葉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	平成19年7月26日	原案可決
議案第31号	千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について	平成19年7月26日	原案可決
議案第32号	平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成19年7月26日	原案可決
議案第33号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成19年7月26日	同意
議案第34号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成19年7月26日	同意